**事業主（給与支払者）の皆様へ**

**外国人の方が退職し出国される場合は，納税管理人の届け出と**

**町民税・県民税の納税にご協力ください**

納税管理人とは，納税義務者から納税に関する手続（書類の受取り，納税，還付金の受領など）を委任された方をいい，法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は，別紙「納税管理人申告書兼承認申請書」により，納税管理人の届け出をお願します。

（地方税法第300条，大崎町税条例第25条）

１　出国される方が**特別徴収**の場合

　　毎年５月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また，出国後の町民税・県民税の納税が困難となるため，出国される１ヶ月前までに，次のとおりご協力をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 退職・出国時期 | 対　応 |
| １月から５月までの間 | ①この期間の未徴収額は，最終の給与から一括徴収してください。  ②１月１日に住民票が大崎町にある方は，帰国されても，新年度の町民税・県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。  ③別紙「町民税・県民税税額試算依頼書」で対象者を大崎町税務課町民税係にご連絡ください。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので，出国前に税額を預かっていただき，６月上旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。 |
| ６月から12月までの間 | ①未徴収税額は，最終の給与から一括徴収してください。  一括徴収できない場合は，納税管理人届け出をお願いします。 |

２　出国される方が**普通徴収**の場合

　　納税管理人の届け出をお願いします。特に１月から６月までの間に帰国される方は，新年度の町民税・県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため，納税等が難しくなります。